

## 日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

# 調剤報酬全点数解説(2020年度改定版) [無菌製剤処理加算]

作成: 日医工株式会社(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広



資料No.20210401-1119

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



## 日医工がお届けする 5 200-15 では、

調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598

Stu-GE 調剤報酬全点数



#### 調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表(2021年5月14日時点)

日医工MPS

分類	点数名	要件	点数	資料名		Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料				「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed
	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき				ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/44	p/articles/54
	来	処力減又刊1回にフさ				mpi_documents/8		
						<u>68</u>		
	① 3カ月以内に再来局(かつ 手帳による情		43点					
	報提供)							
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料(特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は 算定不可	13点					
				「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakume
	<ul><li>④ 情報通信機器を使用</li></ul>	月1回まで、各加算は算定不可	43点			ae.nichiiko.co.ip/	p/articles/57	p/articles/67
	(学) 情報連信機器で使用	月1回まで、日加昇は昇足不可	₩C₽			mpi documents/8		
						<u>73</u>		
				「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作	1074	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakume
	麻薬管理指導加算		22点	用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」		ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/55	p/articles/60
	/// A E E E E E E E E E E E E E E E E E		22/11			mpi documents/8		
						84		
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点	1				
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
				「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakume
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点			ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/51	p/articles/59
	IAMPANUTO TO THE ATTORNEY T	TENNING TO THE ALBERT CONTRACT	10/110			mpi documents/8		
						<u>77</u>		
	特定薬剤管理指導加算2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点			1		



## 01-注2 無菌製剤処理加算

注射薬について厚労大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長に届け出た 保険薬局において、下記薬剤を無菌製剤処理を行った場合に加算する

薬効	6歳以上	6歳未満
中心静脈栄養法輸液	69点	137点
抗悪性腫瘍剤	79点	147点
麻薬	69点	137点

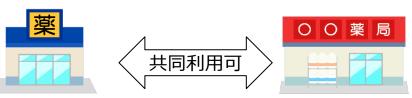
#### 【施設基準】

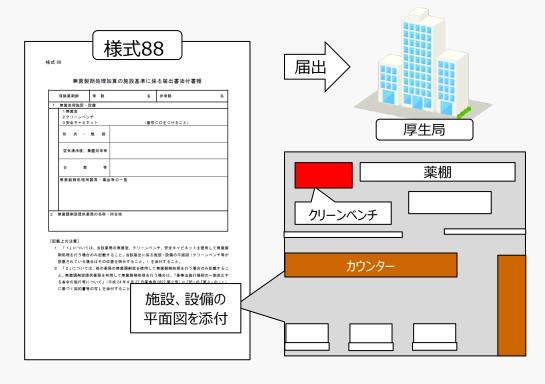
2名以上の保険薬剤師(うち1名以上が常勤の保険薬剤師)がいいること

2名以上の 保険薬剤師



無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネットを備えている事 無菌調剤室を共同利用する場合はこの限りではない





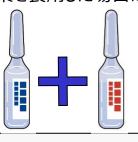


(1)無菌室、クリーンベンチ、安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な製剤を行うことを言う





(2)2以上の注射液を無菌的に混合して(麻薬の場合は希釈も含む)、中心静脈栄養法輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬を製剤した場合に算定





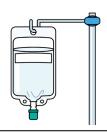
(3)抗悪性腫瘍剤として無菌製剤処理加算の対象になる薬剤は、

「医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等!

において指定されたもの

(4)同一日の使用のために製剤した場合、組み合わせて1つの注射剤として製剤した場合、1日につき1回に限り、主たるものの所定点数のみ算定するものとする

(5)無菌製剤処理を伴わない調剤であって、患者施用時に混合するものについては無菌製剤処理加算を算定できない



(6)無菌調剤室を共同利用する場合に当たっては、 「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行時について(平成24年8月22日薬食発0822第2号)」を 遵守し適正に実施すること。この場合の費用について は両者の合議とする



#### 【平成26年3月31日】(問10)

施設基準に適合した施設で麻薬を無菌製剤処理した場合、無菌製剤処理加算と共に麻薬加算も算定可能 さらに、薬学管理を行った場合は、無菌製剤処理加算、麻薬加算と共に必要な薬学管理等を行った場合も麻薬指導加算も算定可能

#### 【平成26年3月31日】(問11)

中心静脈栄養法用輸液及び抗悪性腫瘍剤のうち1以上に加えて麻薬も合わせて1つの注射剤として無菌製剤処理を行い、主たるものとして、中心静脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤の所定点数のみを算定した場合であっても、無菌製剤処理加算と合わせて麻薬加算も算定可能

#### 【平成26年3月31日】(問12)

中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤の又は麻薬のうち2以上合わせて1つの注射剤として無菌製剤処理加算を行った場合、無菌製剤処理加算は主たるものの所定点数のみ算定可(P3算定要件と同じ)

#### 【平成26年3月31日】(問13)

無菌調剤室を有しない薬局が他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行った場合、予め無菌調剤室提供薬局の名称・所在地について地方厚生局に届け出ていれば、無菌製剤処理加算を算定可

#### 【平成26年3月31日】(問14)

無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有しない薬局の薬剤師が

- ①他局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行う → ○
- ②他局のクリーンベンチを利用して無菌製剤処理を行う → × (薬機法において認められていない)



# 日医工がお届けする 5 世上 ほし は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

### ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- · 調剤報酬全点数情報
- ・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・その他医療制度に関する情報

会員登録は、無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!



スマートフォンで簡単登録

会員特典1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典2

更新情報をメールでお知らせ

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index